

令和7年度（2025年度） <b>関西支店安全衛生計画</b>	承認日	確認日	作成日
	2025/3/12	2025/3/11	2025/3/10
	承認者	確認者	作成者
	部門長	安全管理総括責任者	安全環境部長

※青文字は関西支店独自の事項

**方針**

組織と個人が**自分と仲間**の生命と心身の健康を守ることを最優先する『安全文化』の水準を向上させる

～「自律した“明るい”安全管理」を実効的に行い、労働災害を防止する～

**目標**

□ 死亡・重篤災害、公衆災害、火災、インフラ損傷事故  
「ゼロ」

□ 度数率 0.57 以下（統計外災害を含めて0.85）

**全社安全スローガン**

『高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力で ゼロ災害』

**墜落災害防止に向けて**

□ 高さ2m以上の場所では基本フルハーネスを使用する

□ 「事故・災害 自分ごと化プロジェクト」を墜落災害について重点的に進めて行く

**継続推進事項**（中長期の課題解決に向けた継続的な取り組み）

**I 安全意識の維持・向上及び危険感受性の強化**

- 実機とVRを活用した「体感教育」を推進する
- 「危険の見える化」[スケッチコミュニケーション※]等を実践する  
※「A4スケッチ手順書」の表現を変更

**II 協力会社の自主管理能力向上**

- 協力会社経営層（二次以降を含む）のリスク管理能力向上研修を推進する
- 職長（二次以降を含む）の育成を支援する
- 襲割号を参考に、協力会社が主体となった危険感受性向上教育を推進する

**III 新規参入の協力会社、建設業新規従事作業員に対する支援・指導**

- 初めて当社に入場する作業員を把握し、当該作業員に配慮するよう指導する
- 事業主による『協力会社送出し教育教本』を活用した送出し教育の実施状況を確認する

**IV デジタル技術を活用した災害防止の推進**

- 災害防止のための技術（AI、カメラ、遠隔操作、ドローン、センサー等を含む）を活用し、現場の安全管理レベルの向上を図る

**V 組織と個人による心身の健康保持増進と働きやすい職場環境の形成**

- 協力会社が行う「健康KY」及び「ストレスチェック」について指導する
- 「日建連快適職場基準」を参考にした、働きやすい職場環境を形成する

**VI 真因を特定した再発防止対策**

- 「なぜなぜ分析」および「原因追求型巡回」の実践

重点施策	
<b>ゼロ災を達成するための行動規範</b>	
・作業所関係者全員が当事者意識を持ち「自分と仲間の生命と心身の健康を守る」という信念で、円滑なコミュニケーションのもとPDCAを回す	
・部門・部署・作業所及び事業主・職長は作業員一人ひとりの危険感受性を高め、事故・災害を『自分ごと』とする活動を推進する	
・正しい知識のもと、自らの意思で実効的に「明るい安全管理」を行うための具体策を定め、確実に展開する	
P: リスク評価に基づき起こりうる事故・災害を特定し、安全を先取りし「ダブルセーフティ」を盛り込んだ作業計画と作業手順を定める	
D: 事故・災害の危機感を共有し、「当社従業員」「職長」「安全衛生責任者」「作業主任者」が責任を全うし、「チームワーク」で安全を確保する	
C: 確認の目を増やした新・三現主義に基づき、現場の巡視・点検を実施し安全な状態を確認する	
A: 計画と違う場合は工事を止め、リスクの再評価に基づく計画変更を関係者全員に周知して再開する	
1	<b>墜落・転落災害の撲滅</b> （墜落制止用器具を「安全帯」と表記する） 1-1 墜落リスクのある作業を把握し、「ダブルセーフティ」を盛り込んだ設備を提供する 1-2 高所での安全帯使用100%を実現するため、危険感受性を向上させ、安全帯使用訓練を実施する 1-3 安全帯に頼らざるを得ない場所では、役割を理解した監視人を配置する 1-4 「可搬式作業台」「車両等」から墜落・転落災害防止を徹底するための教育を定期的に行う
2	<b>建設機械・クレーン関連災害の撲滅</b> 2-1 「移動式クレーン」「三点式重機」による転倒災害を防止する 2-2 建設機械との接触災害を防止するための物理的な対策を講じ、必要に応じて役割を理解した監視人を配置する 2-3 計画開口を使用した揚重作業における吊荷との接触災害を防止する 2-4 機械の回転部や駆動部によるはさまれ、巻き込まれ災害の防止を徹底する
3	<b>倒壊・崩壊災害の撲滅</b> 3-1 重量物（ベント支柱等）、型枠支保工、仮設構造物（デッキ上のステージ等）等、構造計算に基づく倒壊・崩壊災害防止対策を徹底する 3-2 トンネル切羽及び地山の崩壊防止対策を徹底する
4	<b>公衆災害、インフラ損傷事故、火災の撲滅</b> 4-1 解体工事における公衆災害を防止する 4-2 広域な街区や得意先に重大な影響を及ぼすインフラ損傷事故を防止する 4-3 火気管理を徹底し、工事に起因する火災を防止する

**日常推進事項**

**I 従業員教育**

- 「階層別教育」及び「現場管理に携わる派遣社員に対する教育」を実施する（匠技塾およびNOVAREを活用した安全道場の開催）

**II 石綿関連不具合防止**

- 石綿含有建材を使用した建築物、工作物の解体、改修工事への部門スタッフによる着工前時点での参画・フォロー及び事前調査原本又はデータ確認による不具合未然防止を徹底する
- 事前調査届出（記録保存）、計画書届出（レベル1、2）、報告（発注者への事前説明、作業結果報告等）に関する行政及び発注者への適正な対応を徹底する
- 資格の取得（建築物石綿含有建材調査者、工作物石綿事前調査者、石綿作業主任者、特別教育）

**III 健康障害予防**

- 一酸化炭素中毒防止を念頭に、内燃機関は原則屋内で使用させないことを徹底する（使用する場合は、許可制とする）
- 有機溶剤、酸素欠乏空気、感電、粉じん等による健康障害予防対策
- 化学物質の適正な管理（「SDS」確認、理解、周知、掲示、取扱い時のリスクアセスメント、化学防護手袋、「化学物質管理者・保護具着用管理責任者」の選任）
- 保護メガネ、防じんマスク、防毒マスク等の使用に関する指導と、切創防止手袋、防振手袋、踏み抜き防止板等の使用を徹底する
- 熱中症警戒アラート等により把握した熱中症リスクの程度に応じた予防対策を実施し、空調服やバイタルセンサー等の熱中症対策グッズの活用を推進する
- 体調不良（私病を含む）や受診の申し出を躊躇なく行える体制を構築する

**IV 当社と協力会社の役割と責任を明確にした取り組み**

- 外国人労働者の就労業務の経験確認及び日本語理解度テスト（日本語による声掛け）の実施を指導する
- 雇用主による雇入れ時の健康診断の実施及びその結果（既往症の有無）や医師の意見を勘案した措置を指導する
- 労災隠し撲滅のため、労災報告義務の再確認と周知徹底及び協力会社が当社へ報告しやすい職場環境づくりを推進する
- 「高齢者の適正配置」及び「高齢作業員体力測定マニュアル」の活用による体力維持・向上」に取組む。併せて**高年齢層（概ね60歳以上）に配慮した作業配置を指導する**

**V 台風や豪雨に対する取組み**

- 対象工事の現場管理責任者は「ゲリラ豪雨及び線状降水帯等に対する災害防止計画書」を作成し実践する
- ①河川内で工事を行う現場及び、増水により坑内・立坑内・開削内に流入する恐れのある現場では、気象情報サービスを導入する
- ②現場の実態に即したアラート設定及び、アラートの段階毎の危険回避行動を定めた「タイムライン」を策定し確実に運用する
- ③増水時において安全に退避できる設備を設置するとともに避難訓練を実施する

**VI ペナルティ制度**

- 『ペナルティ制度』（安全帯未使用、移動式クレーン安全装置解除キー管理、車両系建設機械のストリングキー、重機・ダンプ等前後進時の合図、解体改修工事における幹線盛替時ルール）の部門運用ルールを周知し、厳格公正に運用する

全社統一運動			
・全国安全週間準備月間（6/1～6/30）、全国安全週間（7/1～7/7）	・年度末労働災害防止強調月間（3/1～3/31）	・熱中症予防強調期間（5/1～9/30）準備月間（4/1～4/30）	・インフラ損傷事故防止強調週間（5/11～17、11/4～10）
・全国労働衛生週間準備月間（9/1～9/30）、全国労働衛生週間（10/1～10/7）	・火災予防運動 春（3/1～3/7）	・電気使用安全月間（8/1～8/31）	・厚生労働省、都道府県労働局で実施される運動の積極的な展開
・年末年始労働災害防止強調運動（12/1～1/15）	・火災予防運動 秋（11/9～11/15）	・安全帯点検週間（8/1～7、2/1～7）	・その他、災害発生状況等の実態に即して強調運動を実施する